

## 障害に関する用語の整理のための定款及び運営規則の変更について

標記のことについて、下記のとおり定めたから通知する。

### 記

#### 1 定款の変更について

障害に関する用語の整理は、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第6条第3号に規定する財務大臣の指定する事項とするものとする。したがって、当該用語の整理のための定款の変更には財務大臣への届出をもって足りる。

#### 2 運営規則の変更について

国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第11条第2項の規定により、運営規則を変更する場合は、あらかじめ財務大臣との協議が必要となっているが、障害に関する用語の整理のための運営規則の変更については、届出をもって協議にかえるものとする。